

平成21年度 第27回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成22年2月5日（金）午前10時00分～11時43分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	高橋敬一
委員	佐蔵絢子

【事務局職員】

事務局長	西山秀雄	次長	加賀田啓
任用課長	西尾孝之	給与課長	稲田将
副主幹	懸樋順一	副主幹	松本秀樹
副主幹	川口豊長		

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 平成22年度職員採用試験の実施計画について

議案第2号 鳥取県の行政事務からの暴力団の排除に関する合意書について

協議等事項

- 1) 警察官の受験年齢資格の見直しについて
- 2) 「職員の職務に専念する義務の免除」及び「県費負担教職員の特別休暇」の包括承認の整理について
- 3) 臨時的任用職員の休暇制度について
- 4) 県民から寄せられた意見（県民の声）について
- 5) 准看護師の業務に従事した経歴を有する看護師の経験年数について

5 会議の公開・非公開

協議等事項を非公開とした。

6 議事

(1) 議案第1号

平成22年度職員採用試験の実施計画について、事務局が説明した。

【説明】

① 目的

各試験の実施決定については、受験案内を作成する時期に委員会に諮って決定する予定だ

が、受験者確保に早期に取り組むためには職員採用の計画を早期に示す必要があるので、年間計画を決定しようとするもの。この計画は県職員総合案内に掲載して広報する予定。

② 昨年度との相違点

前回の委員会で試験の見直しを考えていることを説明したが、現時点では次のようにしようとするもの。

- ・第1次試験の日程は全国の問題提供の設定日としているが、その合格発表以降の日程は論作文試験の扱いによって変動する部分がある。任命権者との協議が未了であり、現時点では日にちを特定しない表記方法にするもの。
- ・警察官Aの採用試験の表記方法において「1回目」「2回目」としていたところを、1回目のみを基本とし、状況に応じて追加募集を行うこととしその日程のみ示しておこうとするもの。
- ・警察官採用試験での年齢要件を30歳以下から33歳以下に緩和しようとするもの。

(2) 議案第2号

鳥取県の行政事務からの暴力団の排除に関する合意書について、事務局が説明した。

【説明】

税金を原資とする公金が暴力団の資金源になることがないように、暴力団関係者等を行政の行う契約等の相手方から排除しようとするものであり、知事部局が主体になって進めているもの。

本県における暴力団事件は表面的には沈静化しているように見えるが、県内には約260名の暴力団員（構成員）がおり、資金源を求めてしのぎを削っているとも言われている。

従来から、鳥取県をはじめ全国の都道府県において、契約等の個別の事務から暴力団を排除するため、県警と知事部局等との間で情報提供等を約束する合意書を締結し、行政事務から暴力団を排除するよう努めてきたところであるが、本年6月に、佐賀県において、全国で初めて全ての行政事務を対象とした「佐賀県が行う行政事務からの暴力団排除合意書」が締結されたところである。

本県では、従来から県営住宅、建設業、指定管理者の事務から暴力団を排除するため、県警との協力に関する合意書を締結してきているところであるが、この取組を全ての行政事務に拡大し、県の暴力団排除対策を徹底するため、本委員会は、県警本部との間に、知事部局をはじめとする各任命権者と連名で、「行政事務からの暴力団の排除に関する合意書」を締結しようとするもの。

① 合意書の概要

(1) 暴力団等を排除する行政事務

- ① 建設工事等の請負、物品等の売買、修理及び借入れ、役務の提供、業務の委託に係る契約
- ② 財産及び金銭の貸付けに係る契約
- ③ その他県が当事者となつて行う契約
- ④ 補助金等の交付
- ⑤ 公の施設に係る指定管理者の指定
- ⑥ 公の施設の利用許可及び公有財産の使用許可
- ⑦ その他申請、申込み等に対し県が行う相手方の利益になる可能性のある処分等の事務

(2) 排除措置の対象

- ① 暴力団・暴力団員
- ② 暴力団・暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 情報提供・排除の実施等

- ① 情報提供

ア 各任命権者は、県警本部に対して行政事務の相手方となり、又はなる可能性のある者が暴力団等に該当するか照会することができる。

イ 県警本部は、アを受けて調査を行い回答するほか、必要な情報提供を行う。

② 排除措置

各任命権者は、入札参加資格を付与しない、停止・取消し、契約解除等、(1)の行政事務の相手方としないための排除措置を行う。

※ 具体の排除措置については、別途定める排除要綱（知事部局に準ずるものとする予定）に基づき行う。排除要綱において、具体の排除措置対象者、指導・勧告・公表等を規定する予定。

③ 相互連携

排除措置対象者等からの妨害、いやがらせがあったときや不服申立て、訴訟の際には、県警本部は必要な協力を行うものとする。

② 今後のスケジュール等

- | | |
|------------------|-------------------|
| (1) 合意書の締結 | 2月8日（月） |
| (3) 知事が排除要綱の制定 | 2月上旬 |
| (4) 知事部局等の関係条例改正 | 2月（公の施設の設管条例の改正等） |
| (5) 人事委員会の排除要綱制定 | ～3月 |
| (6) 排除措置スタート | 4月以降 |

【質 疑】

委 員

これによって人事委員会が義務を負うものではなく、警察に協力してもらおうとするもので、問題ない。

ところで、県職員に暴力団関係者が入ってくることも困るが、職員採用に関してはどうか。

委 員

家族の職業などは面接で聞いてはいけないことだから、限界がある。

しかし、このようなことをいままでやっていなかったこと自体は意外に思う。

事務局

個別の事務では対応していたが、総括的な取組ではなかったということ。

(3) 協議等事項

①警察官の受験年齢資格の見直しについて、事務局が説明した。

②「職員の職務に専念する義務の免除」及び「県費負担教職員の特別休暇」の包括承認の整理について、事務局が説明し、協議した。

③臨時的任用職員の勤務条件等について、事務局が説明し、協議した。

④県民から寄せられた意見（県民の声）について、事務局が説明した。

⑤准看護師の業務に従事した経歴を有する看護師の経験年数について、事務局が説明し、協議した。

7 次回の人事委員会の開催

平成22年2月23日（火）午前10時00分から開催することとした。